

芦屋市からのお知らせ

指定ごみ袋の臨時措置を 令和8年9月30日（水）で終了します

指定ごみ袋が購入できない場合に限り、透明・半透明の袋でのごみ出しを可能としていた臨時措置は、店頭での指定ごみ袋の供給・販売状況が安定したため、予定どおり終了します。

10月1日（木）以降は
従来どおり「燃やすごみ」「その他燃やさないごみ」について
「芦屋市指定ごみ袋」でごみを出してください。

使用できる袋 (燃やすごみ・その他燃や さないごみ)	指定ごみ袋	透明・半透明の袋
臨時措置 (9月30日まで)	○	○
経過措置（周知期間） (10月13日まで)	○	△ ※周知期間
10月14日以降	○	× ※収集しません

芦屋市指定ごみ袋
ASHIYA CITY DESIGNATED GARBAGE BAG



※10月1日以降も透明・半透明の袋は、ペットボトル、缶、ビン、紙資源の袋として使用いただけます。

みんなで続けよう！ごみ減量へのご協力を！

- ・ 家庭ごみを減らしましょう
- ・ 分別ルールを正しく守りましょう
- ・ まだ使えるものはリユース・リサイクルしましょう
- ・ 資源ごみは資源化に回しましょう

指定ごみ袋は、多くの方に行き渡るよう必要な量の購入にご協力ください。

REDUCE
REUSE
RECYCLE



【お問い合わせ】 芦屋市 環境施設課
電話：0797-32-5391 FAX：0797-22-1599
詳しくは芦屋市ホームページをご覧ください

